

事 前 評 価 調 書

I 事業概要																				
事業名	農業農村整備事業（防災ダム事業）																			
地区名	かみ いけ しも いけ 上の池・下の池地区																			
事業箇所	にしおしきらちょう 西尾市吉良町																			
事業のあらまし	<p>本地区は、西尾市吉良町の南部に位置しており、上の池・下の池は地域のかんがい用水源として重要な役割を果たしている。</p> <p>しかし、堤体及び取水施設の耐震性や洪水吐の流下能力が不足しており、万一、決壊した場合には、下流の人家や農地・農業用施設及び公共施設等に甚大な被害を及ぼす恐れがある。</p> <p>このため、早急に地震対策及び豪雨対策を行い、ため池決壊による被害を未然に防止し、農業生産の維持、農業経営の安定及び地域住民の暮らしの安全の確保を図る。</p>																			
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <p>ため池決壊による被害を未然に防止し、農業生産の維持、農業経営の安定及び地域住民の暮らしの安全の確保を図る。</p>																			
事業費	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業費</th><th>内訳</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.9億円</td><td>■工事費 0.7億円、■用補費 0.1億円、■その他 0.1億円</td></tr> </tbody> </table>	事業費	内訳	0.9億円	■工事費 0.7億円、■用補費 0.1億円、■その他 0.1億円															
事業費	内訳																			
0.9億円	■工事費 0.7億円、■用補費 0.1億円、■その他 0.1億円																			
事業期間	採択予定年度 平成31年度 着工予定年度 平成32年度 完成予定年度 平成35年度																			
事業内容	堤体工 1式 取水兼洪水吐工（緊急放流工） 1式																			
II 評価																				
①事業の必要性	1) 必要性 上の池・下の池は、堤体および取水施設兼洪水吐の耐震性不足や流下能力不足により、地震時・豪雨時において決壊する恐れがある。 このため、堤体の耐震整備や取水施設兼洪水吐の改修をすることにより、ため池の決壊を未然に防ぎ、農業生産の維持、農業経営の安定及び地域住民の暮らしの安全の確保を図る。																			
	判定	A : 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B : 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。																		
②事業の実効性	【理由】 堤体等の耐震性不足や流下能力不足により、ため池決壊の危険性が高いことから、本事業により災害の未然防止を行うことが急務であるため。																			
	1) 事業計画	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>H31</th><th>H32</th><th>H33</th><th>H34</th><th>H35</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工種区分</td><td>調査・設計 用地補償 工事 ・堤体工 ・取水兼洪水吐工</td><td>→</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>事業費（億円）</td><td colspan="4">0.9</td></tr> </tbody> </table>		H31	H32	H33	H34	H35	工種区分	調査・設計 用地補償 工事 ・堤体工 ・取水兼洪水吐工	→					事業費（億円）	0.9			
		H31	H32	H33	H34	H35														
工種区分	調査・設計 用地補償 工事 ・堤体工 ・取水兼洪水吐工	→																		
	事業費（億円）	0.9																		
2) 地元の合意形成	地元からの申請事業であり、事前に地元関係者への説明などを行っており、概ね合意が得られている。																			
判定	A : 事業計画の実効性が期待できる。 B : 事業計画の実効性が期待できない。																			

	<p>【理由】 円滑に事業が実施できる環境が整っており、計画の実行性が確保されている。</p>
III 対応方針	
事業実施が妥当である。	事業実施が妥当である。: 上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。: 上記以外のもの。
IV 事後評価実施の有無と主な評価内容	
■対象（事業完了後5年目） <input checked="" type="checkbox"/> 対象外 【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】 — 【主な評価内容】 本事業は想定規模と同等の地震や降雨がなければその効果を検証できないため、事業完了後5年以内に想定規模と同等の地震や降雨が発生した場合にその効果を検証する。	